●隔離距離による交雑防止措置

(注1) 第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針

(注2) 交雑混入防止措置等に関する指針案(H18年9月現在)

対象作物		同種栽培作物等との隔離すべき距離				
刈家TF视	国 (注1)	北海道	新潟県	京都府(注2)		
イネ	3 0 m	300m以上	5 7 m以上	6 0 m		
		52m以上 付帯要件: ①当該ほ場から300mの範囲において、出穂期(全穂数の40~50%が出穂した日)の差を2週間以上確保する(栽培されるイネのうち最も早く出穂するものより2週間以上早く出穂させ、又は最も遅く出穂するものより2週間以上遅く出穂させる)よう植え付けること ②出穂期の差が2種間以上とならない場合は、花粉生成又は花粉飛散を防止する措置を執ること	の40~50%が出穂した日)の差を2週間以上確保するよう作付けること	30m 併せて行う対策: ①隣接する同種作物等と出穂期が2週間以上異なるよう作付け(隔離距離60mの範囲内) ②ほ場の周囲と上部に不織布等及び防風網による被覆、又は温室での不織布等による被覆を組み合わせた栽培その他花粉飛散防止		
ダイズ	1 0 m	20m以上	20m以上	2 0 m		
				10m 併せて行う対策: ①周辺の同種作物等と開花期が2週間以上異なるよう作付け(隔離距離20mの範囲内) ②ほ場の周囲と上方に防虫網(0.4mm目合い)による被覆、又は温室での防虫網による被覆を組み合わせた栽培その他訪花昆虫等の侵入防止		

하소요 사는 Min	同種栽培作物等との隔離すべき距離				
対象作物	围	北海道	新潟県	京都府	
トウモロコシ	600mまたは防風林がある場合は300m	1200m以上	1200m以上	1200m 600m 併せて行う対策: ほ場の周囲と上部に不織布等及び防風網による被覆、又は温室での不織布等による被覆を組み合わせた栽培その他花粉飛散防止	
西洋ナタネ		1200m以上 付帯要件: 防虫網の設置その他の訪花昆虫による 花粉の飛散を防止する措置を執ること		1200m 距離に上乗せして行う対策: ほ場の周囲と上方に防虫網(O.4mm 目合い)による被覆、又は温室での防虫 網による被覆を組み合わせた栽培その他 訪花昆虫等の侵入防止	
テンサイ		2000m以上			
その他の作物			1 2 0 0 m以上 (隔離距離を定めるまでの 暫定措置)		

●隔離距離によらない交雑防止措置

玉	北海道	新潟県	京都府
①開花前の摘花、除雄又は袋かけ	(1)栽培ほ場と同種作物等との間の距離を最大限確保すること。	①開花前の摘花、植物体の除去その他 花粉の生成を防止する措置	イネの例示 ①開花前の組換え作物の摘花、組換え作物体の除去その他の花粉の生成防止②開花期の組換え作物の袋かけによる花粉飛散防止
	(2)次の措置のうち1又は2以上の措置をとること ①開花前の摘花、植物体の除去その他の花粉の生成を防止する措置 ②開花前の除雄、開花期の袋かけ、防風網又は防虫網による被覆、温室での栽培その他の花粉の飛散を防止する措置 ③開花期を重複させない栽培その他の時期的な隔離による措置	②開花前の除雄、開花期の袋かけ、防風網若しくは防虫網による被覆又は温室内での栽培その他花粉の飛散を防止する措置	ダイズの例示 ①国指針による隔離距離内にツルマメが自生する場合、安全率(2倍)の代替対策に加え、ほ場境界線から内側に10m離した栽培 ②開花前の組換え作物体の除去その他の花粉の生成防止
③学識経験者の意見を聞いて農林水産 技術会議事務局長が定める措置		③開花期を重複させない栽培による措置	トウモロコシの例示 ①開花前の組換え作物の摘花、組換え作物体の除去その他の花粉の生成防止 ②開花期の組換え作物の袋かけによる 花粉飛散防止
			西洋ナタネの例示 ①開花前の組換え作物の摘花、組換え作物体の除去その他の花粉の生成防止 ②開花期の組換え作物の袋かけによる花粉飛散防止

●混入防止措置

区分	玉	北海道	新潟県	京都府
	(1)栽培実験の種子、種苗の分別管理等	(1)遺伝子組換え作物の種子又は種苗(以下 「種子等」という。)は他の作物の種子等	(1)種子及び種苗の管理等	(1) 当該遺伝子組換え作物に対する対策
	ア 栽培実験に用いる第1種使用規程承 認作物の種子・種苗は、その他の作物と 区分して保管・管理すること。	と、遺伝子組換え作物の収穫物は他の作物 の収穫物と分別して管理すること。	ア 遺伝子組換え作物の種子又は種苗 (以下「種子等」という。.) は、他の作物と区分して保管及び管理すること。	ア 遺伝子組換え作物の種子種苗の分別管理
種 子 •	イ 育苗や播種、定植の準備を行う際に 他の作物の種子・種苗に混入しないよう	(2)遺伝子組換え作物の種子等の播種、育苗 及び定植の準備を行う際には、他の作物の 種子等に混入しないようにすること。	イ 遺伝子組換え作物の育苗及び定植又 は播種の準備を行う際は、遺伝子組換え	① 種子種苗、収穫物はその他の作物と分別して管理する。
種苗	措置すること。 ウ 種子・種苗の管理場所から栽培実験	(3)遺伝子組換え作物の種子等を管理している場所から栽培ほ場に運搬する際には、他	作物の種子等が他の種子等に混入しないよう措置すること。 ウ 遺伝子組換え作物の種子等を保管場	② 播種や育苗、定植の準備を行う際に他 の作物の種子種苗への混入防止を行う。
の管理	区画に運搬する際には、他の区画への種	の作物を栽培する場所へ種子等がこぼれ落 ちないようにすること。	所から組換えほ場に運搬する際は、一般 作物のほ場等への種子等のこぼれ落ちを 防止すること。	③ 種子種苗の管理場所から栽培は場に運搬する際の他場所へのこぼれ落ち防止を行う。
	エ 第1種使用規程承認作物の種子・種苗が、野鳥等の食害により拡散しないよう留意すること。	(4)遺伝子組換え作物の種子等又は収穫物が 鳥獣の食害により拡散しないようにすること。	エ 遺伝子組換え作物の種子等が、鳥獣 等の侵入や食害等で拡散しないようにす ること。	④ 種子種苗又は収穫物の鳥獣等の侵入や食害による拡散防止を行う。
		(5)遺伝子組換え作物の栽培等に係る作業に 使用する機械、器具及び設備(以下「機械	(2) 栽培に使用する機械器具類及び施設の 取扱い	イ 栽培に関する機械、器具及び設備の取 扱い
	ア 栽培実験に使用する機械施設等は専 用のものを用いるか、栽培実験に係る各 作業の終了後に洗浄・清掃を行うこと。	器具類」という。)は、次のいずれかの措置を執ること。	機械器具類及び施設は、専用のものを用	① 専用のものを用いるか、作業の都度、 分解して洗浄・清掃を行う。
機械	イ 栽培実験区画から機械を搬出する際には、栽培実験区画内で機械に付着して	ア 遺伝子組換え作物の栽培等に係る作業には、専用の機械器具類を使用すること。	いるか、栽培に係る各作業の終了後に洗 浄及び清掃を行い、遺伝子組換え作物が 混入しないよう適切に措置すること。	② 機械器具類、衣類、靴に付着した土又は遺伝子組換え作物がほ場の外部に流出し
等の処理	いる土や種子・種苗を払い落とすこと。	イ 遺伝子組換え作物の栽培等に係る作業 の都度、分解して洗浄及び清掃を行うこ と。	イ 組換えほ場から機械器具類を搬出する際は、当該組換えほ場内で機械器具類に付着している土、種子等及び遺伝子組	ないようにする。
理		(6)遺伝子組換え作物の栽培等に係る作業に使用した機械器具類又は栽培作業に従事した者の衣類若しくは靴に付着した土又は遺	換え作物を払い落とし、当該組換えほ場の外部に流出しないよう適切に措置すること。	
		伝子組換え作物が当該栽培ほ場の外部に流 出しないようにすること。		

区分	玉	北海道	新潟県	京都府
機械等の処理			ウ 組み換えほ場内で機械器具類及び施設を使用した者又は栽培に係る各作業に従事した者が当該組換えほ場から外部に出る際は、これらの者の衣類又は靴に付着している土、種子等及び遺伝子組換え作物を払い落とし、当該組換えほ場の外部に流出しないよう適切に措置すること。	
収穫物の管理等		(7)遺伝子組換え作物を収穫する際及び遺伝子組換え作物の収穫物を当該栽培ほ場から管理する場所に運搬する際には、当該栽培ほ場及び他の作物を栽培する場所に収穫物がこぼれ落ちないようにすること。	(3)遺伝子組換え作物の収穫物の管理等 ア 遺伝子組換え作物の収穫物は、他の収穫物と区分して保管及び管理すること。 イ 遺伝子組換え作物の収穫物を運搬し、加工し、及び使用する場合は、こぼれ落ちを防止する等他の一般作物に混入しないよう適切に措置すること。	ウ 栽培終了後の遺伝子組換え作物の対策 ① 遺伝子組換え作物を収穫する際及びその収穫物を運搬、加工、使用する際には、こぼれ落ち防止を行う。
	(4) 栽培実験終了後の第1種使用規程承認作物等の処理等 ア 当該年度の栽培実験終了後、研究目的で必要とするもの以外の第1種使用規程承認作物等は全て栽培を行っていた区画への鋤込み、堆肥化、焼却その他植物体を再生しないような処理を行うこと。 イ 第1種使用規程承認作物等の処理を行う場合に研究所等の外又は栽培を行っていた区画外に搬出する必要がある場合には、運搬中の第1種使用規程承認作物等がこぼれ落ちることを防止するよう措置すること。	(8) 栽培が終了した後の遺伝子組換え作物は、次に掲げる措置を執ること。 ア 遺伝子組換え作物の収穫物以外の部分は、すべて当該栽培ほ場への鋤込み、焼却その他の措置により植物体が再生しないようにすること。 イ アの措置を行う場合において当該栽培 ほ場の外に搬出する際には、他の区画へ当該遺伝子組換え作物がこぼれ落ちないようにすること。 (9) (7)及び(8)の措置を執ったにもかかわらず、遺伝子組換え作物が自然に発芽する等植物体が再生したときは、開花前までに当該植物体を抜き去る等適切に処理すること。	ウ 茎、葉等遺伝子組換え作物の収穫物以外のものは、すべて当該組換えぼ場へのすき込み、堆肥化、焼却その他植物を再生しないような必要とする場合は、この限りでない。 (4) 同種の一般作物の収穫物の管理等 確認措置が終了するまでの間、遺伝さいて裁済を明内において栽培での範囲内において栽培で収し、のでない。 (4) 同種の一般作物の収穫物の管理等 が終了するまでの間、遺伝される同種の一般作物の収穫物は、他のにおいて栽培である場合等、当該範囲内において栽培される同種の一般作物のは場等のよいで栽培される同種の一般作物のは場等がある場合にあって、当該範囲内において、当該範囲内において、当該範囲内において、大の保管すること。	② 遺伝子組換え作物の収穫物以外の部分は、すべて鋤込み、堆肥化、焼却その他の処理により植物体の再生を防止。その場合において、ほ場外に搬出する際のこぼれ落ち防止を行う。 エ アからウまでの対策を行ったにもかかわらず、遺伝子組換え作物が自然に発芽するなど再生したときは、開花前までに抜き去るなどの処理を行う。 オ 5の(1)の指標作物も種子種苗の準備・運搬以外については、アからウまでの対策と同等の対策を行う。

区分	国	北海道	新潟県	京都府
区分 後作等	(5)第1種使用規程承認作物等を栽培した区画での後作の収穫物の取り扱い 第1種使用規程承認作物等を栽培した区画に次期作あるいは次年度作として栽培した作物の収穫物は、前作の第1種使用規程承認作物等を開花前に抜き取る場合その他当該区画の収穫物に第1種使用規程承認作物等が混入しない明確な理由がある場合を除き、第1種使用規程承認作物等の収穫物と同様に処理すること。	(10) 当該開放系栽培の終了後1年以内に当	新潟県 (5) 組換えほ場における後作の収穫物の取扱い 組換えほ場において次期作又は次年度作として栽培する一般作物の遺伝子の収穫物の取扱いに当たっては、前作物の遺伝子の他当該ほ場等において次期作又は次年度作として栽培する一般作物の収穫物に遺伝子組換え作物が混入しない明確な理由がある場合を除き、遺伝子組換え作物の収穫物と同様の措置を執らなければならない。	(2)イネ、西洋ナタネについては、人為的に管理されない同種作物等の発生の可能性を考慮し、(1)に加えて以下の対策を行う。 アイネ ① 過去3年以内にイネを直播栽培したほ場では遺伝子組換え作物イネを栽培する場合、その作物及び収穫物に入び混入防止を行う。 イ 西洋ナタネ ① 過去5年以内に同種作物等(人為的に管理されないも関系するを栽培しない。)が生育しない。 ② 後作として3年以内に同種作物等(人為的に管理されない。)が生育しない。 ② 後作として5年以内に同種作物等を栽培しない。 ② 後作として5年以内に同種作物等を栽培しない。 ② 後作として5年以内に同種作物等の交雑及び混合、遺伝子組換え作物と同等の交雑及び混合がよる場合、過去5年以内に同種作物で対視を表別による場合、過過に子組換え作物の対策を行う。 (3)当該遺伝子組換え作物の取扱いとして、以下のいずれかの対策を行う。
				① 遺伝子組換え作物を開花前に除去する。 ② 遺伝子組換え作物の収穫終了後、土壌 消毒などの方法により、残存する種子の発 芽を防止する。

区分	国	北海道	新潟県	京都府
後作等				イ 栽培ほ場等での後作の収穫物の取扱い 次期作、次年度作の一般作物の収穫物 は、前作の遺伝子組換え作物を開花前に抜き取る場合その他当該ほ場等の収穫物に遺 伝子組換え作物が混入しない明確な事由が ある場合を除き、遺伝子組換え作物の収穫 物と同様に処理する。
そ		(11) 交雑の有無を確認するモニタリング措置のとして栽培する同種作物等については、(1) 及び(4) の収穫物に係る部分並びに(5) から(9) までの措置を執ること。		(4) その他 その他、上記の対策以外に、混入防止に 必要な対策を行う。
他		(12)遺伝子組換え作物を栽培するほ場であること及び部外者の立入りができないことを明示するための看板その他の標識を設置すること。		

●モニタリング措置			
玉	北海道	新潟県	京都府
イネ及びダイズについて、食品安全性 承認作物でない又は飼料安全性承認作 物でない第1種使用規程承認作物が栽	許可栽培者は、次に掲げる事項を遵守 しなければならない。	許可栽培者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。	遺伝子組換え作物の同種作物等への交雑の有無 を確認するモニタリングは、周辺に栽培ほ場及 び同種作物等が明らかに存在しない場合を除
培実験対象作物である場合には、以下 により実施する。	指標として用いられる当該開放系一般 栽培に係る遺伝子組換え作物と同種の 一般作物の栽培その他の交雑の有無を	指標として用いられる当該開放系一般栽培 に係る遺伝子組換え作物と同種の一般作物 の栽培その他の交雑の有無を確認するため	き、必ず実施するものとし、遺伝子組換え作物 の栽培者が行うものとする。
① 指標作物の栽培	確認するための措置を講ずるととも に、当該措置による交雑の有無の確認	に規則で定める措置を講ずるとともに、当 該措置による交雑の有無の確認の結果を、	(1)モニタリングの方法
i)研究所と外部との境界近くに交雑を確認するための同種栽培作物等(以下「指標作物」という。)を開花期間	の結果を、当該開放系一般栽培が終了した後、遅滞なく、知事に報告すること。	当該開放系一般栽培が終了した後、遅滞なく、知事に報告すること。	ア 交雑防止に必要な隔離距離を確保する場合 遺伝子組換え作物を取り囲むように、開花期 が同一の同種栽培作物(以下「指標作物」とい
が重複するように栽培する。		(基準)	う。) を隔離距離の境界に栽培して、その種子 を採取し、交雑の有無を確認する。
ii) 栽培実験に用いる第1種使用規程 承認作物の開花期間に、指標作物の開 花期間が重複していることを確認す る。		〇栽培方法 (1)隔離距離による交雑の防止措置が有る場	イ 隔離距離を確保できない交雑防止又は距離 以外の方法による交雑防止の場合 遺伝子組換え作物を取り囲むように、指標作
② 交雑確認の方法			遺伝子組換え作物を取り囲むように、指標作物を同種作物等と隣接した境界に栽培して、その種子を採取し、交雑の有無を確認する。
交雑しているか否かの確認は、指標作物の種子を収穫し、そのうち少なくとも1万粒を抽出(キセニア現象が生ずるものについては、抽出した1万粒		伝子組換え作物との間に指標作物を栽培する	
のうちキセニア現象が生じている種子を抽出)し、次のいずれかの方法により確認するものとする。		こと。 (3)指標作物の開花期が、周辺ほ場等で栽培される同種の一般作物の開花期と重複するよ	エ 遺伝子組換えイネがウルチ品種の場合は指標作物にモチ品種を栽培し、そのモチ性に関するキセニアを調査する。遺伝子組換え作物トウモロコシは粒色の異なる品種を指標作物として
i)栽培実験対象作物の導入遺伝子を特異的に検知できるPCRなどの分析方法		うに栽培すること。	栽培し、キセニアを調査する。
ii)栽培実験対象作物の導入形質が薬剤耐性の場合は、薬剤耐性の有無による確認			

国	北海道	新潟県	京都府
		くとも1万粒を抽出(キセニア現象が生ずるものについては、抽出した1万粒のうちキセニア現象が生じている種子を抽出)し、次のいずれかの方法により確認するものア 組換えられた遺伝子を特異的に検知できるPCRなどの分析方法イ 導入形質が薬剤耐性の場合は、薬剤耐性の有無による確認 (2)(1)に掲げるもののほか、当該指標作物を収穫し、交雑の有無を確認できる方法とし	(2) 交雑確認の方法 サンプル種子は、指標作物からランダムに採取し、少なくとも合計30,000粒(キセニア現象が生じ肉眼で交雑の可能性を判別できるものについては、50,000粒のうちキセニア現象が生じている種子を抽出)について、次のア、イの順又はイのみの方法で確認する。 ア 導入形質が薬剤耐性の場合は薬剤耐性の有無によるスクリーニング(判別)を行う。 イ 導入遺伝子を特異的に検知できるPCRなどの方法により分析を行う。 (3) モニタリングの結果 ア モニタリングは周辺の一般作物との交雑の確認を行うため、遺伝子組換え作物の栽培ごとに毎回実施する。 イ 遺伝子組換え作物の栽培者は、モニタリングによる交雑の有無の確認結果を知事に報告し、その結果を公表する。

●情報提供

栽培実験を開始する前の情報提供

玉

(1)計画書の公表

栽培開始の1ヶ月前までに、計画書の内 容を研究所等のホームページに掲載し、プ レスリリース等を行うこと。この際、説明 会の開催についてもあわせて周知するもの とする。

(2)説明会の開催

計画書の公表後、できる限り早く説明会 を開催すること。

(3) (1)及び(2)のフォローアップ

計画書について意見が寄せられた場合に は、計画書に記載した内容について、科学 的根拠や関連する情報をわかりやすく説明 するなど、情報提供と意見交換に努めるこ

2 栽培実験の経過等に関する情報提供

(1) 栽培実験の経過に関する情報提供

栽培実験の経過について適宜ホームペー ジに情報を掲載するとともに、見学会を開 催するよう努めること。

(2) 栽培実験を終了した後の情報提供

ア 当該年度の栽培実験区画での栽培が終 了した時は、栽培が終了した旨及び栽培実 験の結果の取扱い等につきホームページに 掲載すること。

(1)遺伝子組換え作物の栽培許可申請書を提 (1)開放系一般栽培の許可申請書を提出しよ 出しようとする者は、あらかじめ、交雑が生しうとする者は、あらかじめ、開放系一般栽 じた場合に多大な影響を受ける範囲内(下記 | 培を行おうとするほ場等の付近地にあって ①)において一般作物を栽培する者その他②「下記①に定める地域において一般作物を栽 で定める者に対し、当該申請に係る開放系一増する者その他②に定める者に対し、当該

北海道

① 周知範囲

催しなければならない。

当該遺伝子組換え作物を栽培しようとする ①周知範囲 ほ場等又は研究ほ場とこれらの隣接地との境 界線から次の表隔離距離に掲げる遺伝子組換 | 培するほ場等又は研究ほ場をいう。) と当 え作物の区分に応じ同表の当該距離以内の区 該組換えほ場の隣接地との境界線からの距 域とする。

イネ	300m
ダイズ	20m
テンサイ	2000m
トウモロコシ	1200m
ナタネ	1200m

②周知対象

- 遺伝子組換え作物栽培ほ場若しくは研究 i 当該栽培に係る作業を他の者と共同で ほ場又は当該栽培に係る作業の用に供する施1使用する施設又は機械器具類を用いて行う 設に係る土地若しくは通路に隣接するほ場等場合は、当該他の者 又は研究ほ場(道路又は水路を挟んで接する ほ場等を含む)において一般作物を栽培する ii 当該栽培に係る遺伝子組換え作物の出
- 行う場合は、その委託の相手方
- iii 当該栽培に係る作業を他の者と共同で使 用する施設又は機械器具類を用いて行う場合 liv ①の地域において一般作物を栽培する は、当該他の者
- iv 当該栽培に係る遺伝子組換え作物の出荷 地の所有者 の相手方

般栽培の内容を周知させるための説明会を開申請に係る開放系一般栽培の内容を周知さ せるための説明会を開催しなければならな

新潟県

61

当該組換えほ場(遺伝子組換え作物を栽 離が次の表に掲げる遺伝子組換え作物の区 分に応じ同表の右欄に定める距離以内の節 囲の地域とする。

イネ ダイズ	300m 100m
トウモロコシ	1200m
その他作物	1200m

②周知対象者

- 荷の相手方
- 当該栽培に係る作業を他の者に委託して| iii 当該栽培を行おうとする者が組換えほ 場等に係る土地を所有していないときは、 当該土地の所有者
 - 者が当該栽培を行うほ場等又は研究ほ場に 係る土地を所有していないときは、当該土

京都府 【京都府食の安心・安全推准条例】

遺伝子組換え作物(第一種使用規程に係る 遺伝子組換え食用作物及び食用に供されな いが、食用に供される作物等との間で交 雑・混入が生じるのおそれのあるもの)を 栽培しようとする者は、あらかじめ隔離距 離内において一般食用作物を栽培する者と 下記の者に対し、説明会の開催その他の方 法により当該遺伝子組換え食用作物の栽培 の内容を周知させなければならない。

周知の範囲(同条例施行規則)

- ①隔離距離内に居住する者
- ②遺伝子組換え食用作物の出荷先
- ③隔離距離内において栽培される一般食用 作物を直接集荷する者
- ④栽培者が遺伝子組換え食用作物の栽培を 行うほ場(栽培を行う施設を含む)に係る 土地を所有していないときは、当該土地の 所有者
- ⑤隔離距離内において一般食用作物を栽培 する者がその栽培を行うほ場に係る土地を 所有していないときは、当該土地の所有者
- ⑥その他知事が必要と認める者

国	业海关	女領目	
_	北海道	新潟県	京都府
イ 第1種使用規程承認作物等について、計画書に記載した方法による処理を終了した時は、その旨をホームページへの掲載すること。	∨ 当該栽培を行おうとする者及び隔離距離 内において一般作物を栽培する者が生産する 一般作物の収穫物を直接集荷するもの		
ウ 栽培実験の結果について公表の準備が整った時は、その概要についてホームページへの掲載や説明会等を適宜行うこと。	vi 当該栽培を行王とする者が栽培を行うほ場等又は研究ほ場に係る土地を所有していないときは、当該土地の所有者		
	vii 隔離距離内において一般作物を栽培する者が当該栽培を行うほ場等又は研究ほ場に係る土地を所有していないときは、当該土地の所有者		
		する者(以下「説明開催者」という。) は、その責めに帰すことができない事由で あって下記に定めるものにより、説明会を 開催することができない場合には、当該説 明会を開催することを要しない。この場合 において、説明会開催者は、下記の方法に	
	①説明会を開催できない事由 i 天災、交通の途絶その他の不測の事態に より説明会の開催が不可能であること	①説明会を開催できない事由 i 天災、交通の途絶その他の不測の事態 により説明会の開催が不可能であること	
	ii 説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を 円滑に開催できないことが明らかであること	開催が故意に阻害されることによって説明	
	②周知方法 i 当該許可の申請又は届出の内容を時事に 関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する こと	②周知方法 i 当該許可の申請又は届出の内容を時事 に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載 する方法	
	ii i に掲げるもののほか、当該許可の申請 又は届出の内容を周知させるための方法とし て知事が適当と認めるもの		

●その他

玉	北海道	新潟県	京都府
	O試験研究機関の要件等 次に掲げる者であって、道内に事務所又は事業所を有するものをいう。		
	① 国、独立行政法人または地方公共団体(試験研究を行う機関を有する者に限る。)		
	② 学校教育法に規定する大学又は高等専門学校の設置者		
	③ 試験研究を業として行う者であって、規則で定める要件を満たすもの		
	ア 専ら試験研究に従事する研究員が2名以上配置されていること。		
	イ 遺伝子組換え作物を一般作物と区分して栽培し、管理し、及び研究することができる施設を有すること。(所有権以外の権原に基づき当該施設を使用する場合を含む。)		
	ウ アの研究員は、学校教育法による大学若しくは高等専門学校において生物学若しくは農学の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であって2年以上の遺伝子組換え技術に関する試験研究の実務経験を有するものでなければならない。		
	〇研究ほ場 試験研究機関が試験研究の用に供する目的で使用する権原を有するほ場及び施設をいう。		